

要 望 書

“夢ある地域共生社会を目指して”

～支え合う人生100年時代の介護～

令和3年9月24日

浜松市健康福祉部長

山下 昭一 様

静岡県老人福祉施設協議会

会長 種岡 養一

目 次

I	新型コロナウイルス感染症への対応について	1
II	介護人材の確保・養成・定着に向けた取り組みについて…	2
III	福祉施設でのデジタル化の推進について	3
IV	防災・防犯対策の充実・強化について	4
V	福祉施設の老朽化への対応について	5
VI	特別養護老人ホームの運営について	6
VII	養護老人ホームの運営について	7
VIII	軽費老人ホームの運営について	8

I 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、高齢者福祉施設にとって必要な対応にご尽力していただき感謝申し上げます。

今後につきましても、デルタ株の急速な感染拡大などにより収束が見通せない中、長期的な様相を呈しておりますことから、以下について要望いたします。

1 感染予防に向けた体制について

- (1) 3回目以降のワクチン接種においても、高齢者施設の入居者および職員への優先接種について、引き続き御配慮いただきたい。また、高齢者施設職員の同居家族へのワクチン優先接種についてもご配慮いただきたい。
- (2) 家族の面会や職員への行動制限等に関する指針の提示や面会等の制限解除の目安等の情報提供についてご配慮いただきたい。

2 高齢者施設で感染が発生した場合の対応等について

- (1) 高齢者施設で新型コロナウイルス感染症が発生した場合、初期対応が極めて重要であります。このため、感染拡大防止に向けて医療専門家(DMAT等)チームによる速やかな現場指導等の実施をお願いしたい。
- (2) 感染者の増加に伴う病床逼迫の場合、軽症者は入院できず、施設で対応せざるを得ない状況が考えられますが、施設内のクラスター発生を防ぐためには、可能な限り入院対応が望ましいと考えます。感染者の増加や重症化を防ぐため、施設入所者の病床確保について御配慮いただきたい。
- (3) 感染発生時の施設間相互応援体制の運用において、市による引き続きの指導助言、物的支援をお願いしたい。

3 介護報酬上乗せの継続について

本年9月末で期限を迎える介護報酬のコロナ対策0.1%上乗せ分について、10月以降も継続をお願いしたい。

Ⅱ 介護人材の確保・養成・定着に向けた取り組みについて

介護現場では人材の恒常的な不足が続いており、県老人福祉施設協議会が実施した「令和3年度職員採用等の経営課題に関するアンケート調査」によると、「職員が不足している」と回答した事業所は全体の63.0%、介護人材の離職率は10.2%であるなど、介護人材の確保・養成・定着が大きな課題となっています。こうした状況を改善するため、静岡県との連携等により、次の事項について特段のご配慮をお願いしたい。

- 1 日本人人材採用促進のため、「就職フェア」の開催等によるマッチング機会の拡大
- 2 介護人材確保・定着のために、奨学金返還中の職員に対して奨学金の償還助成を実施している事業所に対する市単独支援制度の創設
- 3 「介護の仕事」への理解促進のため、市教育委員会など教育機関との連携協力と、「介護の魅力」の啓発や効果的な情報発信
- 4 外国人人材の雇用確保・定着のため、介護報酬加算メニューの創設に向けた国への働き掛け
- 5 UIターン希望者への情報提供・マッチング支援など、介護職員の県外から県内への移住・就労促進に向けた施策の展開

Ⅲ 福祉施設でのデジタル化の推進について

1 科学的介護推進体制加算（L I F E加算）に対応した支援について

今年度から介護報酬にL I F E加算が組み込まれましたが、加算取得に際して提出するデータには初めて計測する項目も多数あり、多くの貴重な時間を費やして加算の取得に対応しているのが実情です。こうして苦勞して得たデータについては、厚生労働省からのフィードバックデータを活用するなどしてケアの改善に結びつける必要がありますが、実際のところ十分な活用が出来ていません。このため、L I F E加算を活用したケアの向上につなげるため、フィードバックデータ活用のためのマニュアルの作成や研修会開催等による支援をお願いしたい。

2 介護現場でのICT化推進のための人材育成等に関する支援について

介護事業ではコンピュータシステムの運用知識がある要員の人材確保が難しい状況にあります。このため、各施設・事業所におけるICT化推進のための職員研修会の開催や各施設・事業所からの問い合わせに対応する相談窓口の設置など、介護現場でのICT化推進のための人材育成等についてご支援いただきたい

3 介護保険関連申請業務等における提出書類の簡素化等について

介護保険制度の必要書類や加算等の申請書類の簡素化による事務負担の軽減についてご配慮いただきたい。

また、申請等業務の電子化の推進についてもご配慮いただきたい。

IV 防災・防犯対策の充実・強化について

頻発している豪雨災害や地震災害などに鑑み、各施設・事業所が被災時において地域の福祉資源としての機能を発揮するため、以下の項目について対応をお願いしたい。

1 防災対策

- (1) B C P（事業継続計画）策定未実施の各施設・事業所に対する策定支援及び策定されたB C Pの実行性確保のための人的・物的支援
- (2) 被災時における社会福祉施設の機能確保と福祉避難所機能の整備・維持に向けた支援

2 防犯対策

高齢者施設等に対する防犯対策への助成制度の充実

V 福祉施設の老朽化への対応について

1 福祉施設機能維持のための既存設備の延命利用について

特養・養護・軽費等全ての種別に係る福祉施設の老朽化により、利用者の生活における安全性確保やサービスの向上に向けた修繕やリフォームが必要となっている。改築にあたっては巨額の費用負担が生じ、大きな経営リスクになることから、他の社会資本と同様に、修繕やリフォームによる施設の延命が投資効果上有効と考えるので、新設・改築に代わる施設整備として、既存ストックの有効利用を目指した市単独の支援をお願いしたい。また、単年度事業のみでなく複数年の助成事業についてもご検討いただきたい。

- (1) 特養等に対する改築事業助成について、県と同様の助成が受けられるようご配慮いただきたい。
- (2) 福祉施設機能維持のため、建物や既存高額設備（ボイラー、空調機器、配管設備、エレベーター等）の修繕、又は更新に係る経費への支援についてご配慮いただきたい。

2 養護老人ホームの建替等について（養護委員会）

設備の老朽化の著しい施設が多くみられる。また、近年の災害により非常用電源の脆弱性が露呈し非常用発電装置の重要性を痛感させられた。

安定的なサービス提供のために必要な対応をお願いしたい。

- (1) 施設整備判断に必要な老朽度調査実施の検討
- (2) 利用者が安心して安全な生活を送るため、施設機能の陳腐化や老朽化への対応に対する支援策の検討

3 軽費老人ホームの大規模修繕等について（軽費委員会）

大規模修繕費、エアコン、厨房機器、エレベーター等機器の入れ替え費用の補助金と受益者負担の積み立てを認めていただきたい。

VI 特別養護老人ホームの運営について（特養委員会）

『令和2年度 特別養護老人ホーム待機入所状況調査』より、入居稼働率が90%を下回る施設が確認され、待機者確保が困難な状況が、稼働率低迷の要因の一つと考えられます。また、特養入所条件が原則要介護度3以上となり、重度者の入所が増加する半面、入所期間の短縮が認められ、待機者確保の困難さに拍車をかけています。要介護度1、2の方でも、在宅生活の継続が困難な方がいるが、特例入所の要件が厳しく、特養入所に至らず、サ高住等へ入所されている。更に、特養以外の施設に入所し、特養入所を待機している場合は、入所申込者評価基準が低くなり、結果、介護老人保健施設や病院等で最期まで生活せざるを得ない方も増加しています。運営の安定並びに利用者ニーズに沿った施設選択の適正化の観点等から、以下の項目について対応をお願いしたい。

- (1) 在宅生活の継続が困難な要介護度1、2の方の特例入所条件の緩和を検討
- (2) 特養入所が第一希望だが、事情により他施設に一時入所している方の柔軟な入所判定の検討

VII 養護老人ホームの運営について（養護委員会）

1 養護老人ホームの空床対策について

市内の養護老人ホームは全てが民設民営施設であり、経営状況は極めて厳しい現状にあります。各施設ともに経営努力はしていますが、措置制度の維持に向けて特段の御配慮をお願いしたい。

2 利用者の重度化への対応

利用者の重度化、精神障害者、触法高齢者、DV被保護者等の処遇困難者、行き場のない要介護1、2の高齢者などの受入れが増加しています。

これらによる処遇困難化に対して適切な処遇に当たることが出来るよう職員配置基準の緩和見直しや加配職員の配置にかかる財政的支援策の検討を引き続き国への働きかけをお願いしたい。

3 処遇改善加算について

福祉施設の人材確保が非常事態ともいわれる現在、養護老人ホームの職員確保も非常に厳しい状態にあります。精神障害者、触法高齢者、DV被保護者等の処遇困難者や要介護1、2の高齢者への対応も急増しています。介護保険事業での処遇改善加算の支給についてご検討いただきたい。

Ⅷ 軽費老人ホームの運営について（軽費委員会）

- 1 ケアハウスの利用者負担分の生活費について、消費税分は考慮いただきましたが、食材費や光熱費等の生活必需品の物価上昇等が考慮されていないため、生活費の自己負担分を現状に即したものにしていきたい。
- 2 利用料は前年の所得よりA型は21階層、ケアハウスは18階層に算定されて、どちらも下限の対象年間収入が150万円以下となっています。しかし最近の入居希望者は年間100万円を下回る方も増えていて（特にA型）、利用料による経済的な負担が重くなっています。今後、低所得の高齢者の増加が予想される中で、より多くの方にご入居いただくために、前年所得の下限について現状一律150万円以下の設定を、新たに150万円～100万円の区分を設定して低所得者の負担を軽減していただきたい。



「ケアットちゃん」

静岡県老人福祉施設協議会
「介護の日」キャラクター